

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 地上基幹放送の業務の認定等（第3条・第4条）</p> <p>第3章 衛星基幹放送の業務の認定等（第5条－第10条）</p> <p><u>第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等（第10条の2－第10条の7）</u></p> <p>第4章 一般放送の業務の登録等（第11条－第14条）</p> <p>第5章 受信障害区域における再放送（第15条・第16条）</p> <p>第6章 認定放送持株会社の認定（第17条・第18条）</p> <p><u>第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等</u> <u>（趣旨）</u></p> <p><u>第10条の2 法第93条第1項による移動受信用地上基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>（認定の基準）</u></p> <p><u>第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</u></p> <p><u>(1) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。</u></p> <p><u>基幹放送普及計画に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る移動受信用地上基幹放送の業務を確実に実施</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 地上基幹放送の業務の認定等（第3条・第4条）</p> <p>第3章 衛星基幹放送の業務の認定等（第5条－第10条）</p> <p>第4章 一般放送の業務の登録等（第11条－第14条）</p> <p>第5章 受信障害区域における再放送（第15条・第16条）</p> <p>第6章 認定放送持株会社の認定（第17条・第18条）</p>

できること。

(2) 移動受信用地上基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。

移動受信用地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 移動受信用地上基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(4) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第123条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による移動受信用地上基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあつては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この

号において「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。

(6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで(ホを除く。)の各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第10条の4 移動受信用地上基幹放送の業務に関し前条各号に適合する移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第1号から第6号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第10条の5 指定事項の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに移動受信用地上基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(放送事項の変更許可の基準)

第10条の6 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第10条の3の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該移動受信用地上基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許

可するものとする。

(資料の提出)

第10条の7 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

別紙2 (第6条及び第10条の3関係)

第6条(6)又は第10条の3(6)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

別紙2 (第6条関係)

第6条(6)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
 - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
 - (2) 政治的に公平であること。
 - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
 - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
 - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送

- 番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
- (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
- (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者（法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げ

- になると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
 - 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
 - 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
 - 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
 - 15 超短波放送又はテレビジョン放送による衛星基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
 - 16 放送受信者等の個人情報保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
 - 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
 - 18 その業務が衛星試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
 - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
 - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

別添1 対象設備と措置について(第3条(7)ア、第6条(4)ア、第10条の3(4)ア並びに第12条(7)ア(ア)及びイ(ア)関係)

別添1 対象設備と措置について(第3条(7)ア、第6条(4)ア並びに第12条(7)ア(ア)及びイ(ア)関係)

1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

(1) 予備機器等

番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。))及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。)の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「損壊等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること(規則第104条本文関係)。

なお、これに準ずる措置とは、複数の場所に設置されている機器に対する予備機器又はその構成部品を、保守拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、ア(ア)から(カ)まで若しくはイの措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること(規則第104条ただし書関係)。

例えば、ア(キ)又は(ク)の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(2) 故障検出

ア 損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知する機能が備えられていること

番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下別添1において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能が備えられていること（規則第105条第1項関係）。

なお、対象とする損壊等には、放送設備の動作不良（ソフトウェアの不具合に起因するもの及びデジタル方式の放送においては誤設定によるものを含む。）、人工衛星の軌道異常等も含まれる。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

イ やむを得ずアの機能を備えることができない放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知する措置

やむを得ずアの措置を講じることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置が講じられていること（規則第105条第2項関係）。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、電気店などに委託して、エアモニタリングを実施し、損壊等の発生時に運用者に通知する措置

(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

ア 試験機器の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第1項関係）。

なお、これに準ずる措置は、試験機器の配備に当たって、拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

イ 応急復旧機材の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第2項関係）。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

なお、これに準ずる措置とは、応急復旧措置を行うために必要な機材を拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(4) 耐震対策

ア 設備据付け及び設備構成部品に関する地震対策

放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第1項関係）。

なお、通常想定される規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、一般的には震度5弱程度である。

放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(略)

イ アに関する大規模地震対策

その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、アの耐震措置は、大規模な地震を考慮した対策が講じられていること（規則第107条第3項関係）。

なお、大規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年兵庫県南部地震のような大規模な地震である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(5) 機能確認

ア 予備機器の機能確認

放送設備の機器の機能を代替することができる(1)に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていること（規則第108条第1項関係）。

なお、定期的とは、予備の機器の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

ただし、人工衛星に設置される放送局の送信設備については、常時は予

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

備機器に電力供給されず、定期的な電源投入による機能確認が不可能であること及び極めて高い信頼性を有する構成部品を使用することから、予備機器への切替え以外の措置（予備の人工衛星に設置される送信設備の無励振状態での機能確認、現用機器の不具合が予見される場合に予備機器の電源を予め投入しての機能確認等）により、可能な範囲での措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

イ 電源供給状況の確認

放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていること（規則第108条第2項関係）。

なお、定期的とは、電源設備の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(ア)の規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(6) 停電対策

ア 予備電源の確保

放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第109条第1項関係）。

なお、電力の供給の異常とは、電力の供給の停止又は電圧低下等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

イ 発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めること（規則第109条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7) 送信空中線に起因する誘導対策

送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていること（規則第110条関係）。

なお、本措置は、送信空中線からの影響が及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて講じるものである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

(8) 防火対策

放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第111条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(略)

アの規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(9) 屋外設備

ア 空中線等への環境影響の防止

屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（10の建築物を除く。イにおいて「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなっていること（規則第112条第1項関係）。

なお、その他設置場所における外部環境の影響とは、地域により想定される塩害、粉塵、津波等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
（略）
- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
（略）

イ 公衆による接触の防止

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されていること（規則第112条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
（略）
- (イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(ア)の規定を準用することとする。

(略)

(10) 放送設備を収容する建築物

放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次のアからウまでに適合するものであること。

ア 建築物の強度

当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること（規則第113条第1号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

イ 屋内設備の動作環境の維持

当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること（規則第113条第2号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

(ウ) 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア)の規定を準用することとする。

ウ 立入りへの対策

当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること（規則第113条第3号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

(11) 耐雷対策

放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていること（規則第114条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

なお、本措置は、落雷による放送機器や受電部等の損壊等による放送の業務への影響を軽減するために講じるものである。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備
(略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(12) 宇宙線対策

人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていること（規則第115条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 人工衛星の放送設備に使用される半導体素子について、材料及び部品レベルで放射線対策が講じられたものを使用する措置

(イ) 宇宙線によるソフトウェア誤動作（データのビット反転によるもの）を抑制するため、エラー検出、エラー訂正等の機能を備える措置

(ウ) 人工衛星の調達仕様書に、宇宙線対策を講じることを記載し、対策を確保する措置

イ 移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第6条(4)イ、第10条の3(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係）

(12) 宇宙線対策

人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていること（規則第115条関係）。

衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 人工衛星の放送設備に使用される半導体素子について、材料及び部品レベルで放射線対策が講じられたものを使用する措置

イ 宇宙線によるソフトウェア誤動作（データのビット反転によるもの）を抑制するため、エラー検出、エラー訂正等の機能を備える措置

ウ 人工衛星の調達仕様書に、宇宙線対策を講じることを記載し、対策を確保する措置

2・3 （略）

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第6条(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係）

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) 地上基幹放送局を用いて行う中波放送

（略）

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

（略）

(3) 地上基幹放送局を用いて行うコミュニティ放送

（略）

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

(略)

(5) 衛星基幹放送

(略)

(6) 移動受信用地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第4章の規定に適合するものであること。

2 (略)